

●香川県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年香川県告示第857号香川中央都市計画下水道事業牟礼公共下水道及び平成16年香川県告示第472号高松広域都市計画下水道事業高松公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

高松市

2 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画下水道事業 高松市公共下水道

3 事業施行期間

昭和30年4月1日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和46年香川県告示第1061号、昭和49年香川県告示第335号、昭和50年香川県告示第283号、昭和51年香川県告示第38号、昭和53年香川県告示第1114号、昭和56年香川県告示第24号、昭和57年香川県告示第966号、昭和59年香川県告示第898号、昭和60年香川県告示第347号、昭和62年香川県告示第351号、平成元年香川県告示第181号、平成元年香川県告示第1058号、平成2年香川県告示第770号、平成4年香川県告示第137号、平成5年香川県告示第854号、平成6年香川県告示第315号、平成8年香川県告示第226号、平成8年香川県告示第796号、平成9年香川県告示第749号、平成12年香川県告示第857号、平成13年香川県告示第196号、平成14年香川県告示第45号、平成14年香川県告示第702号、平成15年香川県告示第539号、平成16年香川県告示第472号の事業地の全てを削除し、香川県高松市楠上町1丁目、木太町字洲端道下、字川西、字洲端及び字中浜、朝日新町、屋島東町字檀ノ浦浜、高松町字角屋、字帰来及び字百石、屋島西町字新浜及び字百石、福岡町1丁目、春日町字片田、元山町字馬ノ口、福岡町3丁目、牟礼町牟礼字浜及び字川原、牟礼町大町字川東及び字塩屋並びに牟礼町原字井出東及び字山田の各一部の区域を加える。

(2) 使用の部分

昭和50年香川県告示第283号、昭和51年香川県告示第38号、昭和56年香川県告示第24号、昭和59年香川県告示第898号、昭和62年香川県告示第351号、平成元年香川県告示第181号、平成元年香川県告示第1058号、平成4年香川県告示第137号、平成5年香川県告示第854号、平成8年香川県告示第796号、平成13年香川県告示第196号、平成14年香川県告示第45号、平成14年香川県告示第702号、平成15年香川県告示第539号、平成16年香川県告示第472号の事業地のうち、高松市楠上町1丁目、木太町字洲端道下、字川西、字洲端及び字中浜、朝日新町、屋島東町字檀ノ浦浜、高松町字角屋、字帰来及び字百石、屋島西町字新浜及び字百石、福岡町1丁目、春日町字片田、元山町字馬ノ口、福岡町3丁目の各一部の区域を削除し、香川県高松市牟礼町牟礼字浜及び字川原、牟礼町大町字川東及び字塩屋並びに牟礼町原字井出東及び字山田の各一部の区域、牟礼町原字山田、字辻、字石々町、字井手東及び下井手西、牟礼町大町字塩屋、字鑑田、字中代、字川東、字上川西、字下川西、字役所、字金山及び字丹僧並びに牟礼

町牟礼字浜、字宗時、字川原、字反熊、字下窪、字岡、字堀越、字仲代、字振栗、字宮北、字落合及び字久通を加える。